

大阪府国民保護計画の変更について

令和8年●月

大 阪 府

大阪府国民保護計画 新旧対照表

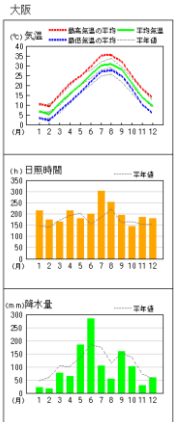
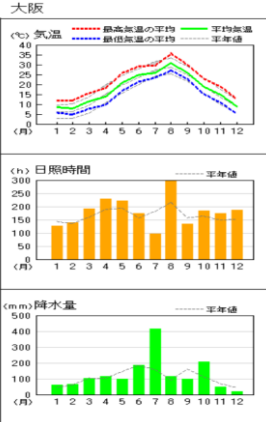
第1編 第1章 第2節 1 事態対処法（1ページ）

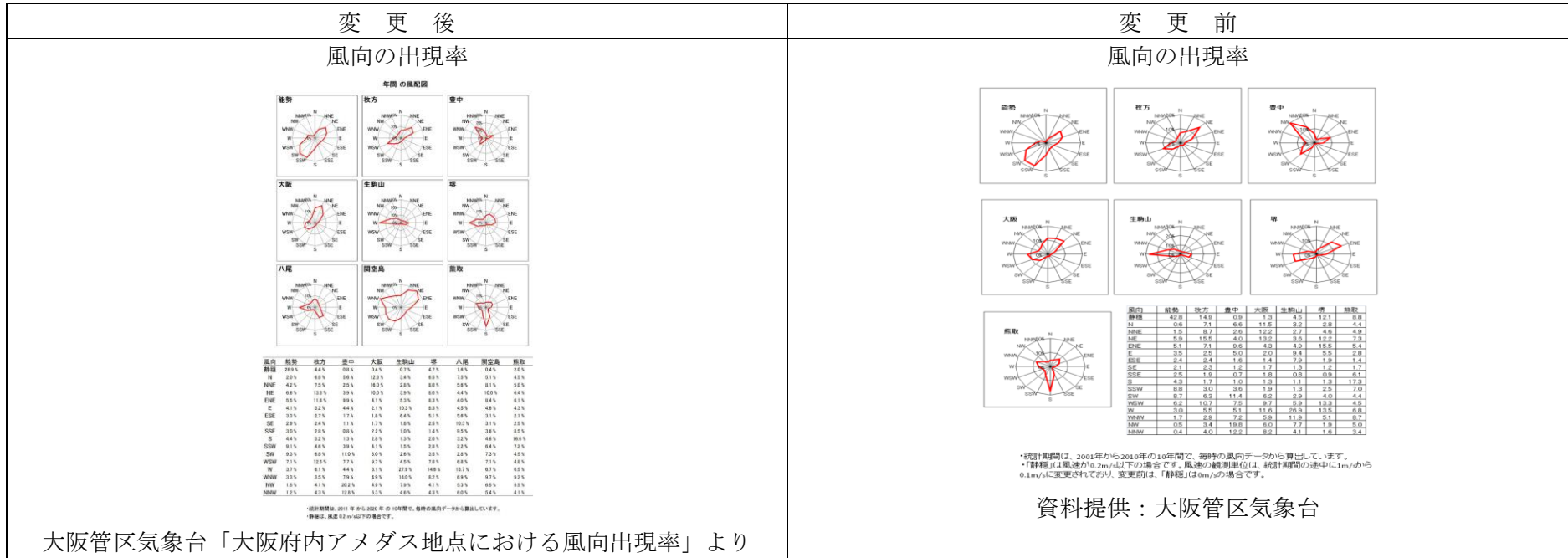
変 更 後	変 更 前
<p>1 事態対処法</p> <p>平成 15 年 6 月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等 及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。</p>	<p>1 事態対処法</p> <p>平成 15 年 6 月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。</p>

第1編 第3章第2節 3 指定（地方）公共機関（20ページ）

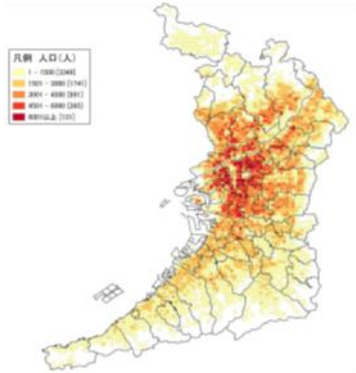
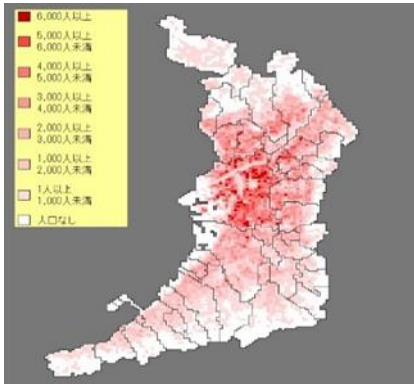
変 更 後	変 更 前				
<p>3 指定（地方）公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;"> 日本医師会 病院その他の医療 機関 </td> <td style="padding: 2px;">1 医療の確保</td> </tr> </table>	日本医師会 病院その他の医療 機関	1 医療の確保	<p>3 指定（地方）公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;"> 病院その他の医療 機関 </td> <td style="padding: 2px;">1 医療の確保</td> </tr> </table>	病院その他の医療 機関	1 医療の確保
日本医師会 病院その他の医療 機関	1 医療の確保				
病院その他の医療 機関	1 医療の確保				

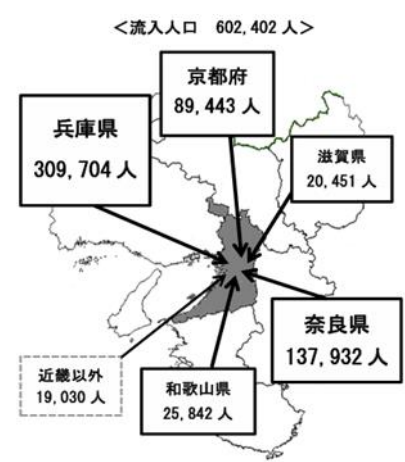
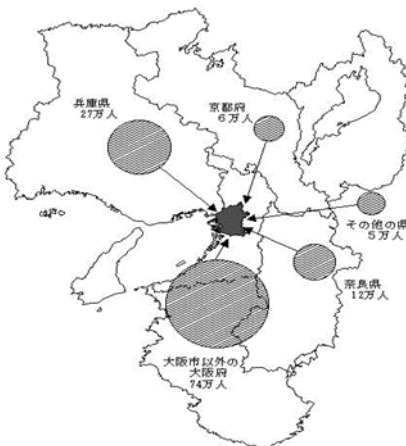
第1編 第4章 第2節 気候／大阪の気象経過図 (25ページ)

変更後	変更前
<p data-bbox="378 277 909 309">大阪の気象経過図 (令和7年1月～12月)</p>  <p data-bbox="324 778 976 810">大阪管区气象台「大阪の気象 令和7年年報」より</p>	<p data-bbox="1308 277 1839 309">大阪の気象経過図 (令和2年1月～12月)</p>  <p data-bbox="1254 778 1906 810">大阪管区气象台「大阪の気象 令和2年年報」より</p>



第1編 第4章 第3節1 常住人口 (27ページ)

変更後	変更前
<p>1 常住人口 (略)</p> <p><u>令和2</u>年国勢調査に関する大阪府地域メッシュ統計 (世界測地系) 人口総数 (<u>令和2</u>年)</p> 	<p>1 常住人口 (略)</p> <p><u>平成27</u>年国勢調査に関する大阪府地域メッシュ統計 (世界測地系) 人口総数 (<u>平成27</u>年)</p> 

変更後	変更前																										
<p>2 昼間人口</p> <p><u>令和2</u>年の大阪府の昼間人口は <u>922万7,865人</u>で、全国の7.3%を占め、東京都 <u>(1,675万1,563人、全国の13.3%)</u> に次いで多い。昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は104.4で、やはり東京都 <u>(119.2)</u> に次いで多い。</p> <p><u>就業者及び通学者の他都道府県から大阪府への流入人口は60万2,402人</u>となっており、兵庫県から30万9,704人(総数の51.4%)が最も多く、次いで奈良県から13万7,932人、京都府から8万9,443人、和歌山県から2万5,842人、滋賀県から2万451人となっている。</p>	<p>2 昼間人口</p> <p><u>平成27</u>年の大阪府の昼間人口は <u>922万人</u>で、全国の7.3%を占め、東京都 <u>(1,592万人、全国の12.5%)</u> に次いで多い。昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は104.4で、やはり東京都 <u>(117.8)</u> に次いで多い。</p> <p><u>大阪市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は109万人</u>(大阪市を従業地・通学地とする者の52.4%)、このうち他県からの流入人口は43万人(同20.7%)であり、県別では、<u>兵庫県からの流入が24万人、奈良県から9万人</u>となっている。</p>																										
<p>常住地別大阪府への流入人口 (令和2年)</p>  <p><流入人口 602,402人></p> <table border="1"> <tr><th>都道府県</th><th>流入人口</th></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>309,704人</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>89,443人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>20,451人</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>137,932人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>25,842人</td></tr> <tr><td>近畿以外</td><td>19,030人</td></tr> </table> <p>注) 就業者は15歳以上を集計、通学者は15歳未満を含めて集計</p> <p>(総務省統計局「令和2年国勢調査結果」に基づき作成)</p>	都道府県	流入人口	兵庫県	309,704人	京都府	89,443人	滋賀県	20,451人	奈良県	137,932人	和歌山県	25,842人	近畿以外	19,030人	<p>常住地別大阪市内への流入人口 (平成27年)</p>  <table border="1"> <tr><th>都道府県</th><th>流入人口</th></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>27万人</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>6万人</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>12万人</td></tr> <tr><td>大阪府以外</td><td>74万人</td></tr> <tr><td>その他の県</td><td>5万人</td></tr> </table> <p>(総務省統計局「平成27年国勢調査結果」に基づき作成)</p>	都道府県	流入人口	兵庫県	27万人	京都府	6万人	奈良県	12万人	大阪府以外	74万人	その他の県	5万人
都道府県	流入人口																										
兵庫県	309,704人																										
京都府	89,443人																										
滋賀県	20,451人																										
奈良県	137,932人																										
和歌山県	25,842人																										
近畿以外	19,030人																										
都道府県	流入人口																										
兵庫県	27万人																										
京都府	6万人																										
奈良県	12万人																										
大阪府以外	74万人																										
その他の県	5万人																										



第1編 第4章 第3節3 在留外国人数 (29ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>3 在留外国人数</p> <p>大阪府の在留外国人数（令和4年12月31日現在）は、<u>272,449</u>人となっている。これを国籍・地域（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国で、<u>89,305</u>人（<u>32.8%</u>）、次いで中国の<u>69,101</u>人（<u>25.4%</u>）、ベトナムの<u>47,577</u>人（17.5%）、フィリピンの<u>10,173</u>人（<u>3.7%</u>）、<u>ネパールの10,069</u>人（<u>3.7%</u>）などとなっている。</p> <p>また、市町村別にみると、大阪市が<u>154,838</u>人（<u>56.8%</u>）と最も多く、次いで東大阪市の<u>19,647</u>人（<u>7.2%</u>）、堺市の<u>16,875</u>人（<u>6.2%</u>）となっている。</p>	<p>3 在留外国人数</p> <p>大阪府の在留外国人数（令和元年12月31日現在）は、<u>255,894</u>人となっている。これを国籍・地域（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国で、<u>98,350</u>人（<u>38.4%</u>）、次いで中国の<u>68,617</u>人（<u>26.8%</u>）、ベトナムの<u>34,603</u>人（<u>13.5%</u>）、フィリピンの<u>9,319</u>人（<u>3.6%</u>）、台湾の<u>7,594</u>人（<u>3.0%</u>）などとなっている。</p> <p>また、市町村別にみると、大阪市が<u>147,535</u>人（<u>57.7%</u>）と最も多く、次いで東大阪市の<u>19,029</u>人（<u>7.4%</u>）、堺市の<u>15,696</u>人（<u>6.1%</u>）となっている。</p>



第1編 第4章 第4節3 自動車保有台数 (30ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>3 自動車保有台数</p> <p>令和8年1月末現在、府内で約<u>387</u>万<u>2,000</u>台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車約<u>67</u>万<u>9,000</u>台、乗合用自動車約1万<u>1,000</u>台、乗用自動車約<u>282</u>万<u>7000</u>台、特殊用途車約<u>9</u>万台、二輪車約<u>26</u>万<u>5,000</u>台である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>	<p>3 自動車保有台数</p> <p>令和3年10月末現在、府内で約<u>381</u>万<u>9,000</u>台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車約<u>66</u>万<u>8,000</u>台、乗合用自動車約1万台、乗用自動車約<u>280</u>万<u>6,000</u>台、特殊用途車約<u>8</u>万<u>6,000</u>台、二輪車約<u>24</u>万<u>9,000</u>台である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>

第1編 第4章 第4節 大阪の道路網の概要 (31ページ)

変更後	変更前
<p data-bbox="197 279 456 309">大阪府の道路の概要</p>  <p>This map shows the road network in Osaka Prefecture after a series of changes. It features a topographic background with various road types color-coded: red for expressways, orange for national routes, and purple for prefectural routes. A legend in the bottom-left corner provides details on road classifications and symbols. The map covers the entire prefecture, including the Osaka Bay area and surrounding mountainous regions.</p>	<p data-bbox="1124 279 1384 309">大阪府の道路の概要</p>  <p>This map shows the road network in Osaka Prefecture before the changes. It uses the same color-coding and legend as the 'after' map. The network appears less dense, particularly in the urban and suburban areas around Osaka, where fewer roads are shown in the orange and purple categories compared to the 'after' map.</p>

第1編 第4章 第5節 大阪の鉄道網の概要 (33ページ)

変更後	変更前
 <p>大阪の鉄道網の概要</p> <p>凡例 —— 次鉄メトロも含む路線 次鉄メトロ</p> <p>This map shows the Osaka railway network after changes. It features a dense network of lines radiating from the central urban area. A legend in the bottom right corner identifies the line types: a solid line for routes including the second-tier rail and metro, and a dotted line for the second-tier rail only.</p>	 <p>大阪の鉄道網の概要</p> <p>凡例 —— 次鉄メトロも含む路線 次鉄メトロ</p> <p>This map shows the Osaka railway network before changes. It displays a similar network structure to the 'after' map, with a legend in the bottom right corner defining the line types: a solid line for routes including the second-tier rail and metro, and a dotted line for the second-tier rail only.</p>

第1編 第4章 第6節1 地下街・高層建築物 (34ページ)

変更後	変更前
<p>1 地下街・高層建築物</p> <p>大阪府には、地下街が大阪市に <u>9</u> 箇所、豊中市に 1 箇所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、81,818 平方メートルあり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の <u>48,344</u> 平方メートル、なんばウォークの 37,881 平方メートル、ホワイトイウムめの <u>33,942</u> 平方メートルとなっている。</p> <p>また、高層建築物は、大阪市阿倍野区にあべのハルカス（高さ 300 メートル）をはじめ、泉佐野市の <u>Sis りんくうタワー</u>（同 256 メートル）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー同 256 メートル）などがある。</p>	<p>1 地下街・高層建築物</p> <p>大阪府には、地下街が大阪市に <u>10</u> 箇所、豊中市に 1 箇所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、81,818 平方メートルあり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の <u>40,500</u> 平方メートル、なんばウォークの 37,881 平方メートル、ホワイトイウムめの <u>31,336</u> 平方メートルとなっている。</p> <p>また、高層建築物は、大阪市阿倍野区にあべのハルカス（高さ 300 メートル）をはじめ、泉佐野市の <u>りんくうゲートタワービル</u>（同 256 メートル）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー同 256 メートル）などがある。</p>

第1編 第4章 第6節2 石油コンビナート等 (35ページ)

変更後	変更前
<p>2 石油コンビナート等</p> <p>大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区 <u>及び</u> 関西国際空港地区石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。</p> <p>また、大阪府には、京都大学複合原子力科学研究所（熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（熊取町）及び近畿大学原子力研究所（東大阪市）の 3 カ所の原子力事業所が立地している。</p>	<p>2 石油コンビナート等</p> <p>大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、<u>関西国際空港地区及び岬地区</u>の石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。</p> <p>また、大阪府には、京都大学複合原子力科学研究所（熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（熊取町）及び近畿大学原子力研究所（東大阪市）の 3 カ所の原子力事業所が立地している。</p>

第2編 第1章 第2節3(1)指令部の組織 (59ページ)

変更後		変更前	
(1) 指令部の組織		(1) 指令部の組織	
部長	危機管理監	部長	危機管理監
副部長	危機管理室長	副部長	危機管理室長
部員	政策企画総務課長、 <u>企画室政策課参事</u> 、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、財政課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、道路環境課長、大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育庁教育総務企画課長	部員	政策企画総務課長、 <u>報道監</u> 、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、財政課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、道路環境課長、大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育庁教育総務企画課長

第2編 第2章 第2節1 (2)避難の指示 (74ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 避難の指示 ア 府域内から府域内へ避難する場合 (略) (ア)～(イ) (略) (ウ)避難手段・避難経路の調整 知事は、国対策本部長による<u>港湾施設、飛行場施設</u>、道路の利用指針などを踏まえ、避難手段や避難経路について調整する。</p>	<p>(2) 避難の指示 ア 府域内から府域内へ避難する場合 (略) (ア)～(イ) (略) (ウ)避難手段・避難経路の調整 知事は、国対策本部長による道路<u>等</u>の利用指針などを踏まえ、避難手段や避難経路について調整する。</p>

第2編 第3章 第1節1 (1)知事による救援 (84ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>(1)知事による救援 ア (略) イ 指示を受けた知事は、次に掲げる救援を行う。ただし、緊急を要するときは、指示を待たずに行う。また、府と同様の立場で救援を行う指定都市の長に、直ちに指示の通知を行う。 i～vi (略) vii 電話その他の通信設備の提供 <u>viii 福祉サービスの提供</u> <u>ix</u> 前各号に掲げるもののほか、政令に定めるもの (以下、略)</p>	<p>(1)知事による救援 ア (略) イ 指示を受けた知事は、次に掲げる救援を行う。ただし、緊急を要するときは、指示を待たずに行う。また、府と同様の立場で救援を行う指定都市の長に、直ちに指示の通知を行う。 i～vi (略) vii 電話その他の通信設備の提供 <u>(新規)</u> <u>viii</u> 前各号に掲げるもののほか、政令に定めるもの (以下、略)</p>

第2編 第3章 第1節1(2)関係機関との連携 (85ページ)

変更後	変更前
<p>(1) 関係機関との連携 ア～エ (略) オ 指定(地方)行政機関との連携 (略) <u>カ 事業者との連携</u> <u>知事は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</u> <u>キ 住民との連携</u> (略)</p>	<p>(1) 知事による救援 ア～エ (略) オ 指定(地方)行政機関との連携 (略) <u>(新規)</u> <u>カ</u> 住民との連携 (略)</p>

第2編 第3章 第1節2(1)ア避難所の開設、管理運営 (87ページ)

変更後	変更前
<p>ア 避難所の開設、管理運営 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 府は、避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施する。</u></p>	<p>ア 避難所の開設、管理運営 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) (新規)</u></p>

第2編 第3章 第1節2(1)イ留意事項 (87ページ)

<p>イ 留意事項 避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 避難行動要支援者への配慮 (施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保)</p>	<p>イ 留意事項 避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 避難行動要支援者への配慮 (施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、<u>福祉避難所の確保など</u>)</p>
---	---

第2編 第3章 第1節2(1)ウ 長期避難住宅・応急仮設住宅の確保 (87ページ)

<p>ウ <u>長期避難住宅・応急仮設住宅の確保</u> 府は、避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合等、<u>長期避難住宅又は応急仮設住宅を供与する必要があるときは、市町村と協力し、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設、民間住宅の借上げ又はその他適切な方法により施設の確保を図る。確保にあたっては、賃貸住宅及び公営住宅等の空室状況及び建設型応急住宅を建設する場合の用地を把握する。</u></p>	<p>ウ 応急仮設住宅等の確保 府は、避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合は、市町村と協力し、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。</p>
--	--

第2編 第3章 第1節2(1)エ 国等への支援要請 (87ページ)

<p>エ <u>国等への支援要請</u> 府は、<u>国が管理する施設等について収容施設として使用する必要がある場合や、応急仮設住宅等の設置のための資機材等の調達が困難となり不足が生じた場合、国等への支援要請を行う。</u></p>	<p>エ <u>(新規)</u></p>
--	----------------------

第2編 第3章 第1節2(3)イ NBC攻撃を受けた場合の医療活動 (95 ページ)

変更後	変更前
<p>イ NBC攻撃を受けた場合の医療活動</p> <p>(7) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 被ばく医療活動の実施</p> <p>被ばく医療に係る医療チームは、府対策本部のもとで、<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等(それらの疑いのある者を含む。)</u>に対する<u>診療について</u>、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>イ NBC攻撃を受けた場合の医療活動</p> <p>(7) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 被ばく医療活動の実施</p> <p>被ばく医療に係る医療チームは、府対策本部のもと、<u>汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対し</u>、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>(以下、略)</p>

第2編 第3章 第1節2(6) 電話その他の通信設備の提供 (97ページ)

変更後	変更前
<p>(6) 電話その他の通信設備の提供</p> <p>ア 府は、電気通信事業者である指定(地方)公共機関<u>への協力要請及び国等への支援要請を行い</u>、避難住民等に対する電話その他の通信<u>設備</u>の確保を図る。</p> <p>イ (略)</p>	<p>(6) 電話その他の通信設備の提供</p> <p>ア 府は、電気通信事業者である指定(地方)公共機関<u>の</u>協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信<u>手段</u>の確保を図る。</p> <p>イ (略)</p>

第2編 第3章 第1節2 救援の内容 (98ページ)

変更後	変更前
<p>2 救援の内容 (1)～(5) (略) (6) 電話その他の通信設備の提供 (略) (7) 福祉サービスの提供 府及び市町村は、被災した高齢者・障がい者、<u>乳幼児その他の者（以下、「要配慮者等」という。）</u>に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行うものとする。<u>ほか、必要に応じて国等への支援要請を行う。</u></p> <p>ア <u>情報</u>の把握 府及び市町村は、被災した<u>要配慮者等</u>に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努めるものとする。 また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努めるものとする。</p> <p>イ <u>支援活動・相談対応</u> 府及び市町村は、被災した<u>要配慮者等</u>に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣、相談対応等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。</p> <p>ウ 緊急入所等 府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等で生活できない<u>要配慮者等</u>について、本人の意思を尊重した上で、<u>福祉避難所</u>への避難又は関係団体の協力を得て社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う<u>とともに、避難生活上の支援に努める</u>ものとする。</p> <p><u>エ 福祉避難所の設置</u> 府及び市町村は、被災した<u>要配慮者等の保護を目的に、二次的な避難所において、必要な福祉サービスが提供できるよう福祉避難所の設</u></p>	<p>2 救援の内容 (1)～(5) (略) (6) 電話その他の通信設備の提供 (略) <u>(新規)</u></p>

<u>置に努めるものとする。</u>	
--------------------	--

第2編 第3章 第1節2 救援の内容 (98ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>2 救援の内容 (1)～<u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u> 府は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、市町村への指示又は市町村の補助により、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。<u>加えて、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合は、必要に応じて国等へ支援要請を行う。</u></p>	<p>2 救援の内容 (1)～<u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u> 府は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、市町村への指示又は市町村の補助により、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。</p>

第2編 第3章 第1節 2 救援の内容 (98ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>2 救援の内容 (1)～(8) (略) <u>(9) 学用品の給与</u> 府は、小学校児童・中学校生徒(特別支援学校の児童・生徒を含む)・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、市町村を指示するなどして、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。<u>また、必要に応じて国等へ支援要請を行う。</u></p>	<p>2 救援の内容 (1)～(7) (略) <u>(8) 学用品の給与</u> 府は、小学校児童・中学校生徒(特別支援学校の児童・生徒を含む)・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、市町村を指示するなどして、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p>

第2編 第3章 第1節 2 救援の内容 (99ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>2 救援の内容 (1)～(9) (略) (10) 生活支障物の除去 府は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの力をもってしては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、市町村への指示又は市町村の補助により、<u>若しくは関係団体等の協力を得て</u>、支障物の除去を行う。</p>	<p>2 救援の内容 (1)～(9) (略) (10) 生活支障物の除去 府は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの力をもってしては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、市町村への指示又は市町村の補助により、支障物の除去を行う。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(1) 国 ア～イ (略) ウ <u>国土交通大臣又は知事</u>は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずることとされている。 エ (略) オ 厚生労働省、<u>国土交通大臣</u>、農林水産省等は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について、関係機関に要請することとされている。</p>	<p>(1) 国 ア～イ (略) ウ <u>厚生労働大臣</u>は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずることとされている。 エ (略) オ 厚生労働省、農林水産省等は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について、関係機関に要請することとされている。</p>

第3編 第1章 第2節 関係機関等との連携 (137ページ)

変 更 後	変 更 前
<p><u>1～5 (略)</u></p> <p><u>6 医療提供体制の確保</u> <u>府は、武力攻撃事態等において、保健医療活動及び福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療活動及び福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u></p> <p><u>7</u> ボランティア団体等に対する支援 (略)</p>	<p><u>1～5 (略)</u> <u>(新規)</u></p> <p><u>6</u> ボランティア団体等に対する支援 (略)</p>

第3編 第1章 第6節 訓練 (141ページ)

変更後	変更前
<p>第6節 訓練 (前略)</p> <p>また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・<u>救援</u>訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>なお、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、<u>指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるとともに</u>、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第6節 訓練 (前略)</p> <p>また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p> <p>(以下、略)</p>

第3編 第2章 第3節1 指定対象施設 (145ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>1 指定対象施設</p> <p>知事は、<u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び</u>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定する。なお、指定都市の長は、別途、当該市の国民保護計画の定めに基づき、避難施設を指定するものとする。</p>	<p>1 指定対象施設</p> <p>知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定する。なお、指定都市の長は、別途、当該市の国民保護計画の定めに基づき、避難施設を指定するものとする。</p>

第3編 第2章 第3節2 留意事項 (146ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>2 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物質等取扱所に隣接した場所、土砂災害の恐れのある急傾斜地等に立地する施設は指定しない<u>よう配慮する</u>。</p>	<p>2 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物質等取扱所に隣接した場所、土砂災害の恐れのある急傾斜地等に立地する施設は指定しない。</p>

第3編 第2章 第3節3 指定手続 (146ページ、147ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>(1) 指定手続 <u>(削除)</u></p> <p><u>ア</u> 施設管理者の同意 知事は、施設管理者の同意を得、文書等により確認する。</p> <p><u>イ</u> 指定及び通知 知事は、施設管理者の同意が得られた施設を指定し、施設管理者に対し文書等により通知する。</p> <p>(2) 変更・解除手続 府は、施設管理者に対し、指定施設の廃止又は用途変更等により、避難又は救援の用に供すべき部分の<u>面積</u>に変更を加えようとするときは、文書等により<u>知事</u>に届け出るよう周知する。 届出を受け、<u>指定情報を変更し、又は</u>指定を解除したときは、<u>知事</u>は、その旨を文書等により<u>施設管理者に</u>通知する。</p>	<p>(1) 指定手続 <u>ア</u> <u>候補施設の選定</u> <u>知事は、市町村長に対し、候補施設の選定について照会する。</u></p> <p><u>イ</u> <u>指定案の作成</u> <u>知事は、市町村長の回答を踏まえ、指定案を作成する。</u></p> <p><u>ウ</u> 施設管理者の同意 知事は、<u>市町村長を經由して</u>、施設管理者の同意を得、文書等により確認する。</p> <p><u>エ</u> 指定及び通知 知事は、施設管理者の同意が得られた施設を指定し、<u>市町村長を經由して</u>施設管理者に対し文書等により通知する。</p> <p>(2) 変更・解除手続 府は、施設管理者に対し、指定施設の廃止又は用途変更等により、避難又は救援の用に供すべき部分の<u>総面積の10分の1以上の増減を伴う</u>変更を加えようとするときは、<u>市町村を經由して</u>、文書等により<u>府</u>に届け出るよう周知する。 届出を受け、指定を解除したときは、<u>府</u>は、その旨を<u>施設管理者に対し</u>、文書等により通知する。</p>

第3編 第2章 第4節6 緊急通行車両に係る確認手続の整備 (148ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>6 緊急通行車両に係る確認手続の整備</p> <p>府及び府警察は、武力攻撃事態等において、府公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図るものとする。</p>	<p>6 緊急通行車両に係る確認手続の整備</p> <p>府及び府警察は、武力攻撃事態等において、府公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>事前届出</u>・確認制度の整備を図るものとする。</p>